

## 一般社団法人日本膝関節学会による適正使用指針

### <施設基準>

1. 変形性膝関節症の病態、診断、治療に関する専門的知識を有し、治療を実施している日本専門医機構認定整形外科専門医(日本整形外科学会専門医)または一般社団法人日本膝関節学会(The Japanese Knee Society, JKS)認定講習プログラムを修了した医師を有する施設であること
2. 治療後の適切なフォローアップ体制を有する施設であること
3. 局所麻酔薬中毒などの緊急時に適切な処置を講ずる機能を有する施設であること
4. 整形外科的手術を実施可能な医療機関、あるいはそのような医療機関との連携体制を有する施設であること

### <術者要件>

以下の1～5全てを満たすこととする。

1. 製造販売業者が提供する講習プログラムを受講していること
2. JKSが認定する講習プログラムを受講していること
3. 変形性膝関節症の病態、診断、治療に関する十分な専門的知識を有すること
4. 末梢神経ブロックならびに高周波焼灼術についての十分な専門的知識を有していること
5. 日本専門医機構整形外科専門医(日本整形外科学会専門医)

### <留意事項>

以下を留意すること

- ・ 本品を使用する前に、通電部近傍に運動神経線維がないことを確認すること
- ・ 本疾患に対する保存療法が十分に行われていることを確認すること
- ・ 整形外科的手術の適応について検討していること

### <禁忌事項>

- ・ 治療中に患者の反応を確認し患者へのフィードバックを行うため、全身麻酔は禁忌である
- ・ 以下の患者には本品を使用しないこと(禁忌項目)
- ・ 何らかの神経疾患の既往症がある患者、感染症患者、血液凝固障害又は抗凝固薬を使用している患者
- ・ 使用前の対象膝に対する膝関節神経ブロック(テストブロック)に対し陽性反応(少なくとも50%の疼痛数値スコアの減少)が見られない患者

### <附帯事項>

本指針は、臨床使用の状況等により見直し、適宜改訂を行なうものとする。